

# 仕様書

## 1. 件名

令和元年度 2020 物流 TDM 実行協議会事務局運營業務委託

## 2. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和2年3月31日まで

## 3. 履行場所

2020 物流 TDM 実行協議会が指定する場所

## 4. 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の期間中及びその前後においては、道路交通面での著しい交通混雑等を回避するために、企業に対する働きかけ等を含め、交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）として、様々な取り組みが行われている。自動車交通の約半数を担う物流に関しても、流通、物流、出版、製造等多くの業界において、円滑な道路交通を確保するための取り組みについて、協力要請が推進されている。

物流については、大手の企業だけではなく、街なかの店舗や中小の事業者、生産者等、多くの事業者が関わっていると同時に、荷主や荷受人の要望に応じて時間指定等がなされることが多いため、事業規模によらず社会全体としての取り組みが必要である。特に、中小の飲食店等では、物流共同化等をさらに推進する必要がある、多頻度小口物流を行っている場合もあるが、このような事業者に対して、道路交通の円滑化への取り組み協力を伝えることが課題となっている。

そこで、関係する行政機関や業界団体等で構成された 2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）では、中小企業を対象とした働きかけを強化する。

本協議会の業務は、協力要請のチラシ配布等を行うにとどまらず、各事業者の物流実態や営業実態を踏まえた的確なアドバイス、取り組みへの課題解決方法の提案など様々な物流効率化等に関する取り組み（以下「物流 TDM 対策」という。）を、事業者単位で実施する。

そこで、本公募を通し、今年度必要となる様々な取組のうち、本協議会における事務局運營業務を委託する。

## 5. 業務内容

本業務において委託する内容は、以下のとおり。

### (1) 協議会運営補助業務

協議会の円滑かつ迅速な運営のため、協議会（今年度最大3回程度開催予定）運営資

料の作成、スケジュール管理、議事録作成を行う。

## (2) 物流 TDM 対策実施計画の策定

今年度協議会が実施する様々な物流 TDM 対策についての、主に東京圏及び都内を対象に実効性が高く効果の見込まれる総合的な実施計画を策定する。実施計画においては、令和 2 年度（令和 2 年 1 2 月までを想定）の取組を踏まえたスケジュール（ただし、本年度が取組の中心となることを想定）を示すこと。

※ 技術提案書では、想定される対策を明記したうえで、実効性が高く効果的であることを説明すること。

## (3) 物流 TDM 周知範囲、対策実施範囲の検討・実施準備

物流 TDM 対策について、大会時の道路交通状況から特に物流対策が必要なエリアと東京圏全域とメリハリをつけた上で、中小企業等に確実にリーチできるよう、周知及び対策を実施する範囲について具体的・詳細に検討し、周知・対策にあたっての発注準備や関係者調整等、実施に係る準備を行う。

※ 技術提案書では、周知する範囲を明確にしたうえで、実効性が高く、効果的な周知方法について提案すること。

## (4) 物流対策実施手法の検討・実施準備

設定した周知範囲、対策実施範囲に対し、各中小企業等が積極的に行動を移す動因となるために、どのようなアプローチで接するか、どのようなアドバイス・相談方法をどのように確立するか、あるいは実効性が高く効果的な対応方法としてはどのようなものがあるか等について具体的・詳細に検討し、当該対応にあたっての発注準備や関係者調整等、実施に係る準備を行う。

※技術提案書では、少なくとも以下の項目について提案すること。

- 効果的で実現性の高いファーストコンタクト手法及び内容の検討
- 業種別品目別対策方法の検討
- 商店街や宅配業者と連携したプロモーション方法の検討
- 各事業者に対する周知方法、相談方法

（東京圏及び都内の中小企業に効果的に周知できるコンサルタント派遣方法を含む）

## (5) 対策実施管理業務

今年度実施する様々な物流 TDM 対策について、実施計画に基づき、進捗・運用等の管理を行う。特に、上記（4）に基づいてコンサルタント派遣業務を発注する際には、各コンサルタントで実施内容や効果に差が生じさせず、一定のクオリティを確保するための管理方法について検討したうえで、進捗管理を行う。

なお、次年度の管理方法もあわせて検討すること。

※ 技術提案書では、一定のクオリティを確保するための具体的な方法について記載したうえで、進捗管理方法について提案すること。

## (6) 事務局機能の運営

協議会事務局窓口の設置・運営、会計・学識経験者への謝金支払い等の経理、今年度協議会が実施する様々な物流 TDM 対策に係る契約関係の発注業務、上記(4)の実施状況にあわせたコールセンターの設置準備・調整、各コンサルタント等との連絡・調整など、協議会として機能する事務局の運営を行う。

※ 技術提案書では、第三者機関等による検査体制について記載したうえで、事務局運営方法について提案すること。

## (7) 報告書策定

対策実施状況を踏まえ、効果を算定したうえで、2019年度の報告書を策定する。

## 6. 支払方法

令和2年3月31日(火)までの業務について、活動状況を令和2年3月31日(火)までに取りまとめて、事務局まで提出いただきます。契約内容に沿って、内容を確認した後、請求書を提出し、5月末までの支払いを予定。

## 7. その他

- (1) 大会時の交通対策や大会輸送影響度マップの活用、登録数の拡大など、東京都等が事務局となっている「2020TDM 推進プロジェクト URL: <https://2020tdm.tokyo/index.html>」と十分な連携を図って事業を推進すること。
- (2) 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は委託者又は東京都に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこととする。
- (3) 受託者は、本業務履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。この契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (5) 委託業務遂行に当たっては、上記の内容について委託者と協議しながら作業を進めること。
- (6) 受託者は、東京2020組織委員会が管理する東京2020大会関連マーク(エンブレム、ロゴ、スローガン等)をはじめとしたオリンピックおよびパラリンピックの知的財産の利用にあたっては、東京2020組織委員会が定める「大会ブランド保護基準」を遵守すること。なお、使用等にあたっては、十分に委託者と調整したうえで、制作すること。
- (7) 著名人の検討・起用に当たっては、その出演者が対象に訴えることを確認するととも

に、履歴を十分確認の上、協議会が行う事業にふさわしいかどうか検討すること。なお、事故等の後発的な事情により引き続き起用することが困難となった場合を想定し、対応等についても併せて検討すること。

- (8) 既に実施している協議会口座開設や各種契約事務手続き・会計手続きに係る事務局補助業務を引き継いで業務を実施するとともに、大会終了後まで事業が継続することを前提に、令和2年4月1日以降も踏まえたスケジュールを作成の上、計画を策定すること。また、契約期間満了後、新たな受託者が令和2年度の業務を受託する場合、制作物等を含め、適切に業務を引継ぐこと。
- (9) 個人情報の保護の重要性に照らし、委託業務の実施に当たっては、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則りその取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (10) 別紙2「暴力団等排除に関する特約条項」に則り業務を遂行すること。
- (11) 別紙3「環境により良い自動車使用」に則り業務を遂行すること。
- (12) 電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針（平成27年10月27日施行）及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成28年4月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。  
なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより協議会が被害を被った場合には、協議会は受託者に損害賠償を請求することができる。協議会が請求する損害賠償額は、協議会が実際に被った損害額とする。
- (13) 事務局機能の運営にあたっては、別途定める協議会の財務規程（帳簿や出納の管理、収支の方法、契約の方法などについて規定）及び事務局規程（事案決定方法、文書の取扱い、公印などについて規定）に則って業務を遂行すること。
- (14) その他本公募要件に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定する。
- (15) 委託者は必要に応じ、本契約の委託事務の実施状況について検査を行う。
- (16) 本業務におきましては、あらかじめ委託者の承諾を得たときを除いて、再委託は禁止とする。

## 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際して 2020 物流 TDM 実行協議会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要がある個人情報は、すべて委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は本業務の履行に際して取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託は、原則禁止とする。ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。
- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止  
なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。
- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任と負担において対応を行うこと。ただし、委託者の責に帰すべき事由により発生する事故を除く。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行

うことができる。

- (9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。
- (10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。
- (11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

## 暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
  - 3 契約書第17条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
  - 4 契約解除に伴う措置等については、契約書第20条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
  - 5 契約書第20条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

(再委託禁止等)

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
  - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
  - 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受け

た場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、契約から排除する措置を講ずることができる。

### 環境により良い自動車使用

本契約の履行に当たっては、次の事項を順守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。